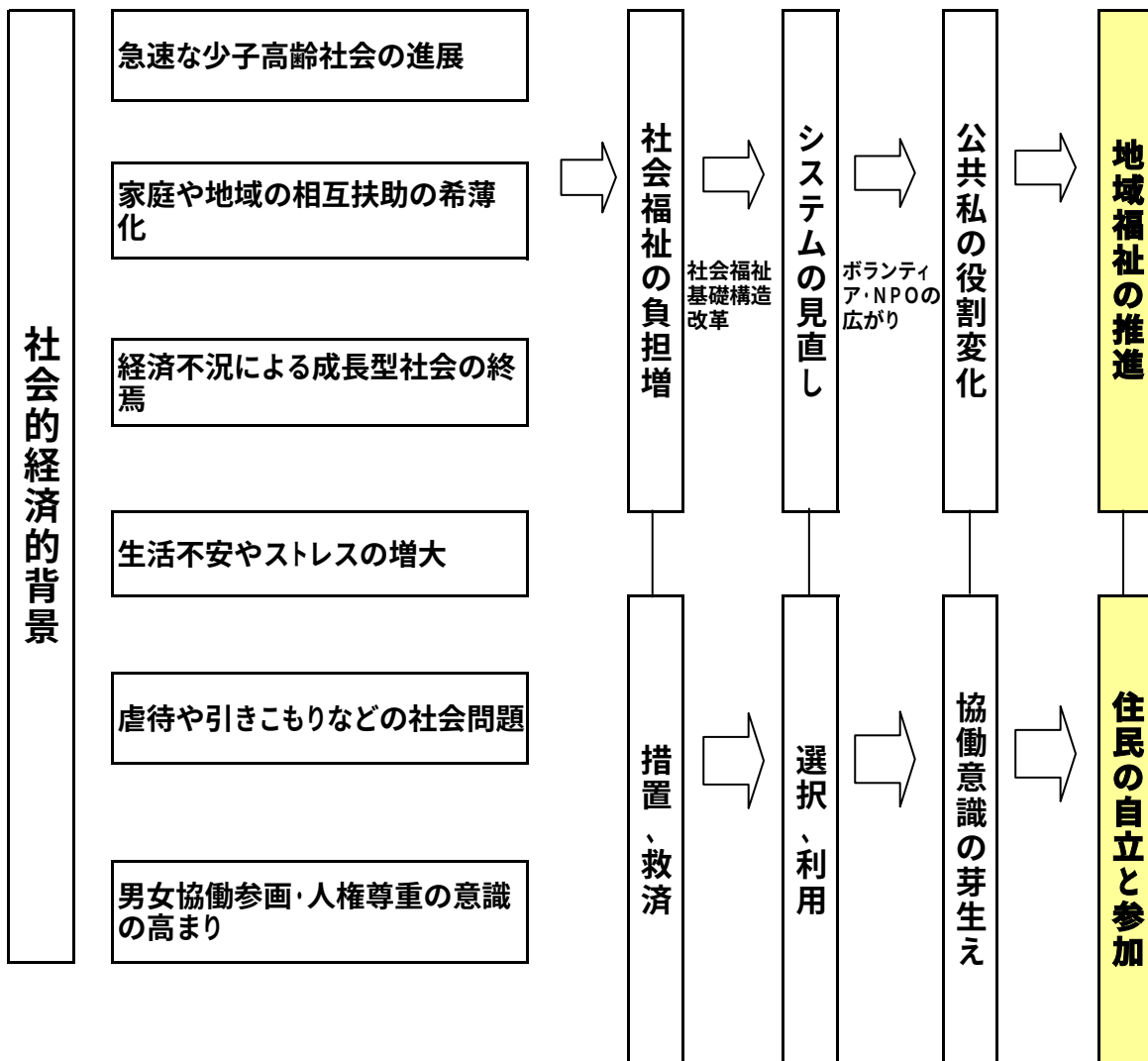


石狩市地域福祉計画の基本的考え方

はじめに ～地域福祉計画の背景と必要性～



1 地域福祉についての確認事項

(1) 地域福祉とは（国の社会福祉法解説からの抜粋）

住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域で存在する公私の多様な主体が協働して、必要な保健・医療・福祉サービスの整備及び総合化を図りつつ、住民の社会福祉活動の組織化を通じて、個性ある地域社会の形成を目指す福祉活動の総体を指すものである。

もっとかみ砕いてみると、地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、すべての人々が地域において、いきいきと自立した生活が送れるよう、地域住民が参加し、共に支え合う仕組みを作っていくことです。

(2) いま、なぜ地域福祉か

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(3) 地域福祉の推進で、何をめざすのか

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(4) 地域福祉計画で、何をつくるのか

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 地域福祉計画の「地域」の範囲は

地域福祉の範囲は、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容や、サービスの内容などによって、さまざまな形態が考えられます。

「地域」という範囲は、下のイメージ図に示すように、ケースバイケースで、柔軟な考え方が必要です。例えば、PTA活動といっても、小学生のお子さんを持つ場合と、中学生を持つ場合では違いがあるし、ボランティア活動といっても、その活動の内容によっては、自分の町内だけを活動範囲にしている場合もあれば、市全域が活動範囲になっている場合もあり、「地域」の範囲はさまざまな形態が考えられます。

こうした、それぞれの「地域」ごとの取り組みを束ねたものが、最終的には「石狩市地域福祉計画」として策定されることになります。

「石狩市地域福祉計画」の範囲（イメージ）

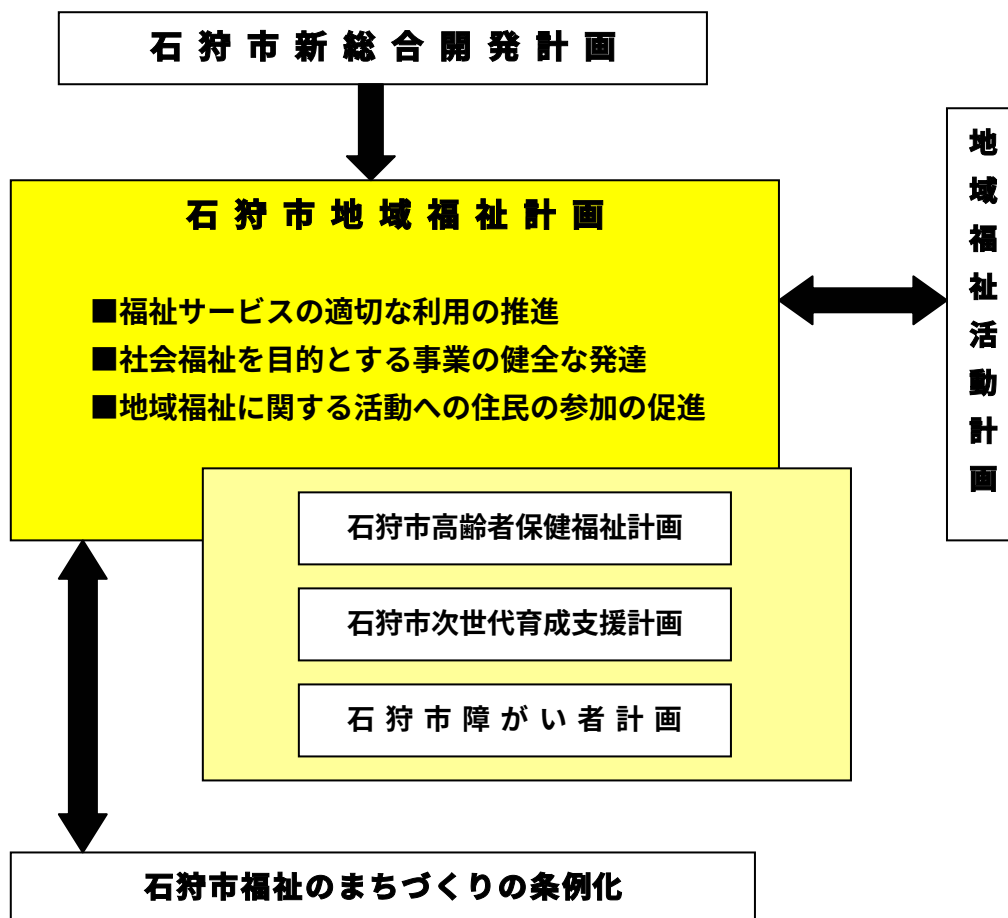


2 計画の位置づけ

石狩市地域福祉計画は、本市の基本的な行政計画策定の指針である「石狩市新総合開発計画」（地方自治法第2条第4項の規定による本市の基本構想）の福祉分野における具体的な計画としての役割を担い、既に平成15年度にスタートした「高齢者保健福祉計画」（「介護保健事業計画」含む。）や、平成17年度のスタートに向けて策定に着手したこのたびの「次世代育成支援計画」及び「障がい者計画」のサービス目標量などとの整合性を図りつつ、地域福祉を推進するうえでの共通の理念、そして必要に応じて具体的な施策を定めるものとします。

また、石狩市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」や、今後条例施行を予定している「福祉のまちづくり条例」との連携も図ることとしております。

＜＜イメージ図一例＞＞



3 計画の期間

石狩市地域福祉計画の期間は、平成17（2005）年度を初年度とし、平成21（2009）年度を目標年度とする5か年とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

《各計画期間のイメージ図》

年度 計画	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	備考
総合福祉計画													H16終了
高齢者保健福祉計画 (介護保険事業計画)			第2期										個別計画
			★			第3期							
						★			第4期				
地域福祉計画		★			第1期								個別計画
							★		第2期				
次世代育成支援計画		★			第1期								個別計画
							★		第2期				
障がい者計画		★			第1期								個別計画
							★		第2期				

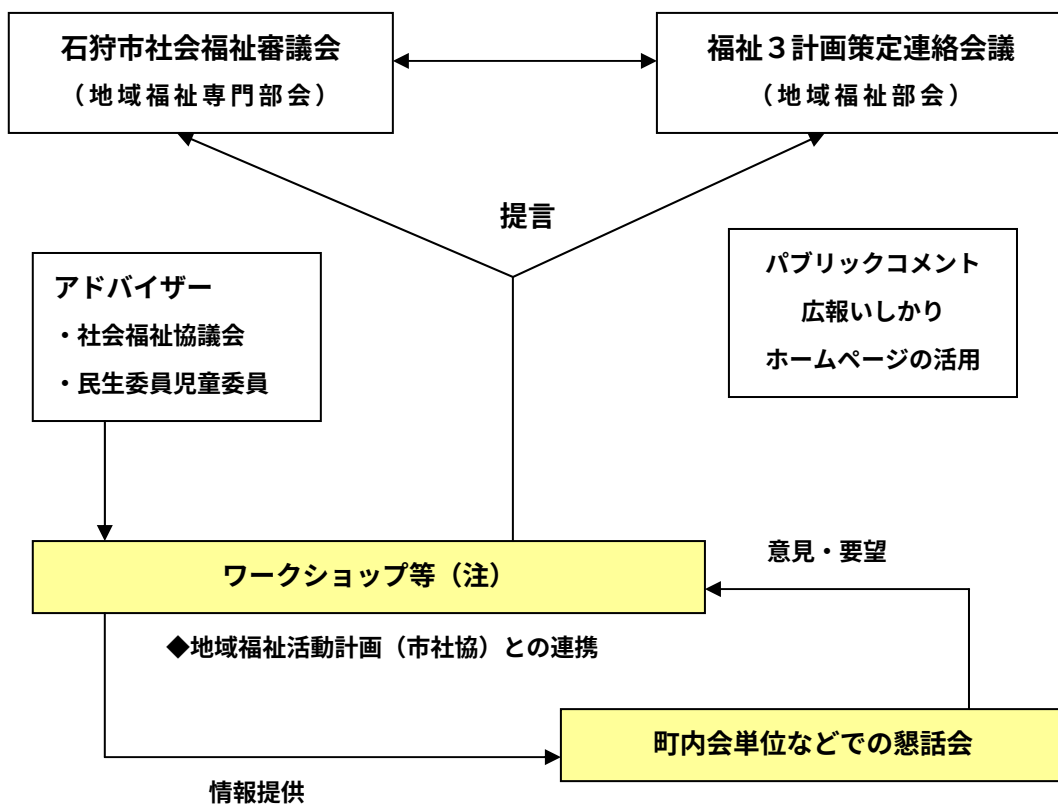
※★印は、見直し年度である。

4 計画策定推進体制

石狩市社会福祉審議会（地域福祉専門部会）を地域福祉計画策定委員会とし、行政内部の横断的な連絡会議との緊密な連携を図ります。

地域福祉計画策定の重要な要素である「市民との協働」による策定作業を実現するためには、ワークショップ等（地域懇話会・研修会等）の開催により、多くの市民の意見を取り入れていきます。また、幅広い市民の意見を取り入れるため、広報「いしかり」やホームページを活用したパブリックコメントも実施します。

＜計画策定イメージ図＞



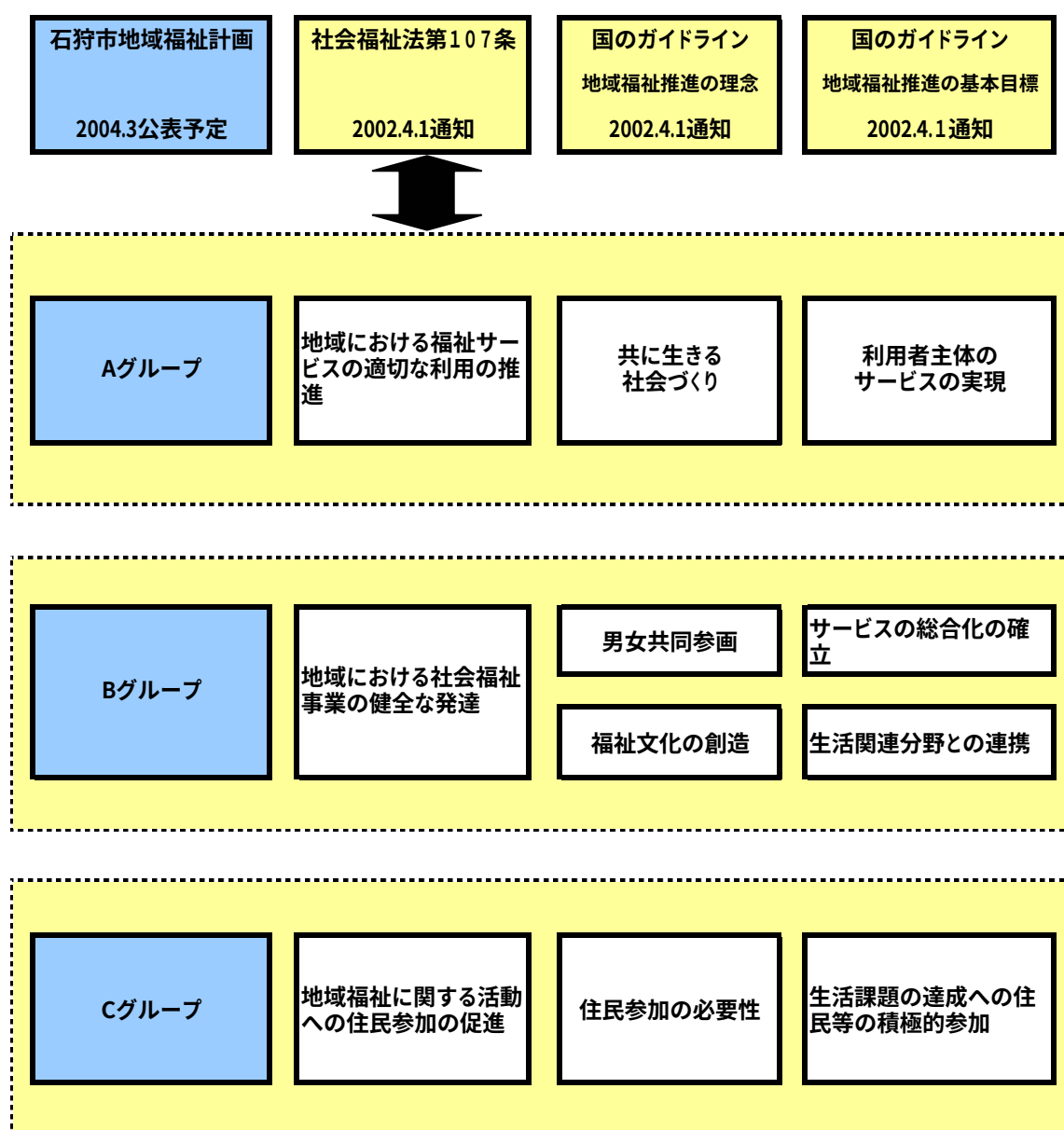
※（注）「ワークショップ」の検討（いつ、どこで、誰が、何を）

5 計画の基本目標、基本的視点へのアプローチ

石狩市地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1号～第3号に基づいて、3つのグループに分けることとします。それに基づいて、国のガイドラインの理念と基本目標、そして、それぞれ関連性のあるグループへと並べ替えようと考えています。

イメージ図ー石狩市地域福祉計画の基本目標、基本的視点へのアプローチ

※社会福祉法の項目を固定し、横軸に相互関係をもたせた場合



以上のアプローチから、石狩市地域福祉計画の基本目標、基本的視点について、次のとおり提案します。

基本目標 (イメージ)

すべての市民が幸せを実感できるような社会をめざし、次の基本目標を掲げます。

なお、今後条例化を予定している「福祉のまちづくり条例」(参考資料2参照)の基本理念を包含した項目とすることが理想と考えます。

- ①誰もが、健やかに生きがいを持って生活を送ることのできる地域づくり (Aグループ)
- ②誰もが、住み慣れた地域で共に支え合う地域づくり (Bグループ)
- ③誰もが、暮らしやすい魅力ある地域づくり (Bグループ)
- ④誰もが、自らの意思で様々な社会活動に参加することができる地域づくり (Cグループ)

基本的視点 (イメージ)

具体的な施策の方向は、次の視点を基本とします。(各グループ共通)

- ①利用者本位の効率的なサービスの実現
- ②公共・民間サービスの適切な組み合わせ
- ③生活課題の達成への住民等の積極的参加の促進